

船舶事故調査報告書

令和3年12月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	令和3年2月10日 13時08分ごろ
発生場所	島根県松江市大根島北方沖（中海） 境港去ルガ鼻灯台から真方位237° 1.5海里付近 （概位 北緯35° 31.0′ 東経133° 10.2′）
事故の概要	漁船新生丸は、漁具を回収中、転覆した。 新生丸は、船長が溺死し、船外機の濡れ損等を生じた。
事故調査の経過	令和3年6月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 新生丸、0.2トン SN3-21062（漁船登録番号）、個人所有 4.01m (Lr) × 1.27m × 0.46m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、不詳
乗組員等に関する情報	船長 73歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年8月1日 免許証交付日 平成29年1月17日 （令和4年7月31日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機の濡れ損等
気象・海象	気象： 本船が転覆した状態で発見された場所の南南西方約12kmに位置する松江地方気象台における風向及び風速の観測値は、次のとおりであった。

時刻 (時:分)	平均		最大瞬間		天気	視程 (km)
	風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)		
11:30	西	4.4	西南西	7.3		
12:00	西	7.5	西	11.9	晴れ	19.3
12:30	西	8.0	西	12.0		
13:00	西	8.4	西南西	12.0	晴れ	20.0
13:30	西	9.1	西	13.6		

海象：波高 1.5 m以上、潮汐 上げ潮の中央期、水温 約7℃
(測定時刻 15時00分～17時30分ごろ、第八管区海上保安本部提供)

松江市には、本事故後、強風注意報が13時47分から18時04分まで発令された。

事故の経過

本船は、船長が1人で乗り組み、いいたこ漁（以下「本件いいたこ漁」という。）を行う目的で、令和3年2月10日11時20分以前に、松江市^{ふたご}二子の係留場所を出港した。

僚船で漁を手伝っていた船長の知人（以下「本件知人」という。）は、漁から帰航中、11時20分ごろ大根島北方沖で本船の約300m南方を通過した際、船尾部で下を向いて作業をしている船長を認め、風が強くなり始めて漁を続けていたので不安を感じたが、まだ波が低かったので転覆などの事態にはならないだろうと思った。

海上保安庁は、13時08分ごろ船長の別の知人（以下「本件通報者」という。）から、船長が転覆した本船につかまっているとの連絡を受け、航空機による捜索を行い、16時25分ごろ大根島北方沖で海面に出ていた本船の船首部を発見した。

本船は、船尾の船外機付近が海底に埋没し、船首が水面から直立した状態で沈没しており、たも網の中に漁獲物8匹が確認された。（写真1参照）



写真1 本船（事故現場から移動後、第八管区海上保安本部提供）

船長は、海上保安庁及び漁業協同組合等による捜索の結果、11日09時39分ごろ海上保安庁の潜水士により本船付近の海底で発見され、搬送された病院で死亡が確認され、溺水吸引による窒息死と検案された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

本件いいたこ漁は、通常、ほとんどの漁船が単独で行っており、大型の貝殻の中にいいたこが入る習性を利用した貝殻漁と同様のもので、貝殻の代わりにセメント製の半球状の造形物2個（約1kg）を紐でつないで揚収時に開口面が重なるように一組としたものを、幹繩に約50～200組付け、海底に設置していた。

本件いいたこ漁は、単独での揚収の際には、当該船長が船尾部に座り、船外機を断続的に運転して船を移動しながら、漁具を船内に揚げ、漁獲物をたも網に入れるなどの作業が一般的な方法で、漁具を全て回収するのに2～3時間を要していた。

また、本船と同程度の大きさの船が、全ての漁具を船尾部に回収した場合、重心が船尾に偏り、船尾部の乾舷の高さが約30cmまで低下することがあった。

船長は、事故当日午前中に知人と用事を済ませ、11時10分頃帰宅し、妻に何も言わず、また、出漁前に必ず訪ねる知人宅にも寄らずに出港していた。

船長は、通常の出漁時は固型式の救命胴衣を着用していたが、発見時、軽装で救命胴衣及び雨着を着用しておらず、また、防水パックに入った携帯電話を首に掛けていた。なお、船長の雨着は、本事故当日に本船付近で発見されたが、救命胴衣は発見されなかった。

船長の親族は、船長が、本事故当時、本船が転覆後、船尾から沈ん

	<p>で船首のみが水面に出た状態になってその場に留まることが困難になり、動きやすいように雨着と救命胴衣を脱ぎ、泳ごうとしたのではないかと、本事故後に思った。</p> <p>船長は、健康状態は良好であった。</p> <p>本船は、錨が海底に沈下した状態で発見された。</p> <p>本事故発生場所付近は、水深が約4mで浅く、強風により白波が発生しやすかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>不明</p> <p>あり</p> <p>本船は、大根島北方沖において、約12.0m/sの西風が吹き、波高約1.5m以上の波のある状況下、船長が漁場に設置した本件いいたこ漁の漁具を回収中、転覆し、船尾から海底に沈んだものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が、船尾部に座って作業をしているところを本件知人に確認されてから約1時間50分後に本件通報者に救助要請の通報を行ったこと、並びに発見された際にたも網に漁獲物が確認されたことから、多くの漁具を船尾部に回収し、船尾に重心が偏った状態で、波浪が関係して転覆した可能性が考えられるが、目撃者がおらず、それらの状況を明らかにすることができなかった。</p> <p>船長の死因は、溺水吸引による窒息であった。</p> <p>船長は、本船が転覆した後、本船につかまった状態で本件通報者に連絡をし、その後、本船が船尾から沈んで船首のみが水面に出た状態になってその場に留まることが困難になり、救命胴衣と雨着を脱いで本船から離れた後、溺死した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、大根島北方沖において、約12.0m/sの西風が吹き、波高約1.5m以上の波のある状況下、船長が漁場に設置した本件いいたこ漁の漁具を回収中、転覆したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乾舷の小さい小型漁船の船長は、天候の悪化が予想される時には出漁しないこと。

付図1 事故発生場所概略図

